

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ

老齢年金受給者に源泉徴収票を送付しています

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、老齢年金の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成24年中に老齢年金を受け取られている方全員に対して、源泉徴収票を平成25年1月下旬に送付しています。

年金以外にほかの収入があ

り税務署で確定申告する場合は、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は、源泉徴収票の添付が必要です。

源泉徴収票を紛失した場合、再交付ができませんので、紛失された方は、最寄りの年金事務所、ねんきんダイヤルへお申し出ください。

※障害年金、遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票は送付しません。

■問合せ

- 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1445
- ねんきんダイヤル
TEL0570-05-1165

気になる年金記録、再確認キャンペーン

持ち主不明の年金記録については『ねんきん特別便』な

どで持ち主ではないかと思われる方にお知らせし、確認をお願いするなどのさまざまな施策に取り組んでいます。しかし、いまだにご本人につながらない年金記録が、約2240万件も残っており、その記録の約75割は60歳以上の方です。

これらの記録はご本人に関する情報(当時は旧姓、違う生年月日を登録していた、氏名の文字・読み方が違うなど)を申し出ることを持ち主にながる可能性があります。

このため、平成25年1月末より、厚生労働省と日本年金機構が連携して、年金記録に「漏れ」や「誤り」があると思われる方に申し出ている「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施しています。

今後、一人でも多くの方の年金記録の回復につながりますよう、ご本人やご家族のお申し出、ご協力をお願いします。

■問合せ

- 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362
- ねんきんダイヤル
TEL0570-05-1165

確定申告書は自分で作成してお早めに!

■所得税の確定申告と納税
平成24年分所得税の確定申告における税務署での相談、申告書の受付・納税は、2月18日(月)から3月15日(金)です。還付申告書は、1月1日以降であれば提出できます。

■消費税および地方消費税の確定申告(個人事業者)
平成24年分の個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、2月18日(月)から4月1日(月)までです。

■贈与税の申告と納税
平成24年1月1日から12月31日の1年間に個人からもらった財産の価額が110万円を超える方は、贈与税の申告と納税が必要となります。平成24年分の贈与税の申告と納税は、2月1日(金)から3月15日(金)までです。

■パソコンを使用した確定申告のお願い
く贈与税の申告もインターネットです!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税、贈与税および個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の申告書などが簡単に

作成でき、自動計算機能があため記載漏れや計算誤りを未然に防止できます。

同コーナーでは平成24年から、贈与税の申告もインターネットです。積極的に利用をお願いします。

URL <http://www.nta.go.jp>

■電子証明書の有効期限確認
インターネットで申告する際に使用する「住民基本台帳カード」の電子証明書は、発行の日から3年有効です。有効期限をご確認ください。

■問合せ
伊予西条税務署 個人課税部門
TEL0897-56-3290

※自動音声に従い、「2」番を選択してください。

2月の市税のよみ

20日(水) 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の督促状の発送

28日(木) 国民健康保険税第8期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の預金残高にご注意ください。